2杯目は八丈島焼酎にしようを推進する条例

八丈島焼酎は、長年にわたり島の風土と暮らしの中で育まれてきた八丈島を代表する伝統的な特産品であり、地域の食文化を象徴する重要な文化資源です。

この八丈島焼酎を通じて島の自然や歴史に根差した食文化への理解を深め、地域への誇りを醸成することで食文化の継承及び振興に資するとともに、その価値を島内外へ広く発信し、地域産業の活力向上を図るため、ここに2杯目は八丈島焼酎にしようを推進する条例を制定します。

（目的）

第1条　この条例は、飲食の機会において2杯目のお酒を八丈島焼酎にすることを推進し、八丈町（以下「町」という。）、事業者及び町民等の役割を明らかにして、八丈島の食文化の継承、伝統産業の振興及び地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　八丈島焼酎　八丈島内で発酵、蒸留及び貯蔵が行われる焼酎をいう。

(2)　八丈島の食文化　八丈島の食材を基に気候及び風土等、地域の特性を活かし保存性及び食味等を工夫しながら調理及び製造された食品その他これらに関連し　育まれてきた歴史、伝統、芸能、食文化その他の文化的価値の総体をいう。

(3)　事業者　八丈島焼酎の製造、販売その他これに関わる事業者をいう。

(4)　町民等　町内に住所を有する者若しくは町内に通勤する者又は町内に観光等で訪れる者をいう。

（町の役割）

第3条　町は、八丈島の食文化の継承、伝統産業の振興及び地域産業の活性化のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条　事業者は、その事業活動を通じて八丈島焼酎の魅力の発信及び普及に努め、主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（町民等の協力）

第5条　町民等は、日常生活や地域活動等において、八丈島の食文化の普及及び振興に自主的にかかわり、町及び事業者の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（学習、情報発信及び地域産業の活性化）

第6条　町は、町民等が八丈島の食文化について理解を深めることができるよう、学習及び普及の機会の充実に努めるものとする。

2　前項の規定は、飲酒を推奨するものではなく、文化的価値の理解を目的として実施するものとする。

3　町は、八丈島の食文化を島内外へ広く発信し、八丈島の食文化や関連事業等を活用した地域産業の活性化に努めるものとする。

（配慮）

第7条　町、事業者及び町民等は、この条例に規定する取組を推進するに当たり、個人の嗜好及び意思を尊重し、飲酒を強制し、又は飲酒を推奨することがないよう配慮するものとする。

附　則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。